

令和7年度 番匠川水系ゴミマップ

※令和7年6月発行

令和6年度に番匠川流域（国管理区間）で投棄されたゴミの分布図です。
きれいな番匠川を守るために、ゴミの不法投棄は絶対にやめましょう！
ゴミ処分には皆様の大切な税金が使われています！

【記号の意味】

●	一般ゴミ
●	自転車
●	家電
●	廃材その他

* 左岸とは…川が流れる方向を向いて左側の岸
右岸とは…川が流れる方向を向いて右側の岸



令和6年4月26日・30日、10月17日、令和7年1月6日・10日発見
井崎川左岸 蕨野橋下流



蕨野橋付近に
ゴミ投棄多数発見

飲食ゴミ

令和6年8月19日、11月28日発見
番匠川左岸 新佐伯大橋下流



使用済み炭



コンクリート

令和6年10月25日発見
番匠川右岸 山梨子橋下流



飲料ゴミ

令和7年1月10日発見
番匠川右岸 風戸大橋下



飲食ゴミ

令和6年8月16日発見
井崎川右岸 染矢橋下流



ソファ

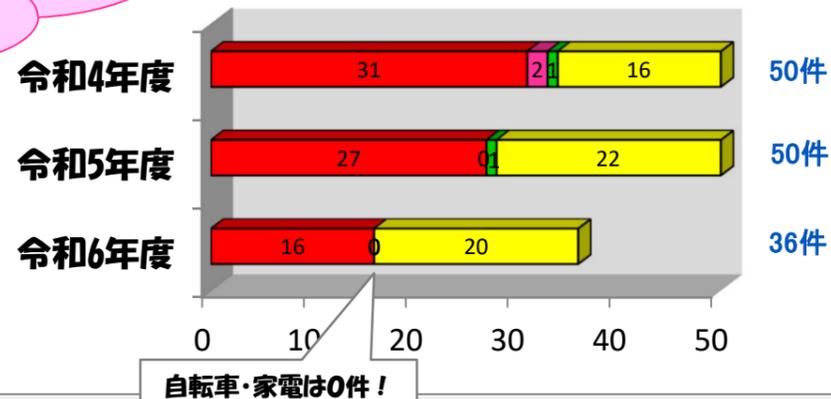
令和6年10月11日発見
番匠川右岸 長瀬橋上流



段ボール箱

令和6年度の不法投棄件数は、過去数年で最も減少していましたが、
廃材等の投棄が番匠川下流に多い傾向です。
不法投棄は犯罪です。これからも一人ひとりがマナーを守り、
美しい川と豊かな自然環境を守るよう行動しましょう！

分類別比較表（過去3年）



【注意】川への不法投棄は法律により、厳しく処罰されます

- 廃棄物処理法
(個人) 5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金
(法人) 3億円以下の罰金
- 河川法: 3ヶ月以下の懲役もしくは20万円以下の罰金

(国土交通省 佐伯河川国道事務所 佐伯出張所 令和7年3月調べ)

事務所HPの
ゴミマップはこちら▼



事務所Xはこちら▼

